

第 6 号

熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第38条中「同条第63項」を「同条第65項」に改める。

第52条第1項中「限る。）」の次に「（次に掲げる住宅（当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第1号アからオまでに掲げる区域外又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域（第2号において「市街化調整区域」という。）のうち第2号ア若しくはイに掲げる区域外にあった場合における当該住宅を除く。第59条第1項において「特定区域内住宅」という。）の新築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。）を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部が次に掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の2親等以内の親族が居住の用に供し、又は供していた住宅でその居住の用に供し、又は供していた期間として施行令第37条の18第1項に規定する期間が5年以上であるもののうち同条第2項に規定するものの建替えにより新築された住宅を除く。）

ア 建築基準法第39条第1項の災害危険区域で省令第7条の6第1項に規定するもの

イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

オ 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域

- (2) 市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部がアに掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅及び農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。）

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域

イ 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域で省令第7条の6第3項に規定するもの

第52条第3項中「第37条の18第1項」を「第37条の19第1項」に、「第37条の18第2項」を「第37条の19第2項」に、「第37条の18第3項」を「第37条の19第3項」に改める。

第59条第1項中「住宅（）」の次に「特定区域内住宅を除くものとし、」を加える。

第99条第1項中「（昭和26年法律第85号）」を「（昭和26年法律第185号）」に改める。

第109条第1項第5号中「身体又は精神に障害があるため歩行が困難な身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者で規則で定めるもの（以下この条において「身体障害者等」という。）1人」を「身体障害者等1人」に改め、同号アからウまでの規定中「身体又は精神に障害があるため歩行が困難な身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者で規則で定めるもの（以下この条において「身体障害者等」という。）」を「身体障害者等」に改め、同条第4項後段中「（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項において同じ。）」を削る。

附則第7条中「の新築を」を「（第52条第1項に規定する特定区域内住宅を除く。）の新築を令和11年4月1日から」に改め、「まで」の次に「の間」を、「当該取得が」の次に「令和11年4月1日から」を加える。

附則第8条の2第5項第3号中「第37条の18第3項各号」を「第37条の19第3項各号」に改める。

附則第9条第1項中「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるもの」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第1項に規定するもの」に、「附則第5条第1項」を「附則第5条第2項」に、「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に、「その他の総務省令で定めるもの」を「その他の省令附則第5条第4項に規定するもの」に、「自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるもの」を「自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令附則第5条第5項に規定するもの」に改め、同項第1号中「総務省令で定めるもの」を「省令附則第5条第6項に規定するもの」に改め、同条第2項第2号中「で規定する」を「に規定する」に、「総務省令で定めるもの」を「省令附則第5条の2第2項に規定するもの」に、「省令附則第5条の2第2項」を「同条第3項」に改め、同条第3項第1号中「総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの」を「省令附則第5条の2第4項に規定するものに規定する窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの」に、「同項」を「同法第41条第1項」に、「総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもの」を「省令附則第5条の2第5項に規定するものに規定す

る窒素酸化物の値の4分の1を超えないもの」に、「総務省令で定めるエネルギー消費効率」を「省令附則第5条の2第6項に規定するエネルギー消費効率」に、「以上のもので総務省令で定めるもの」を「以上のもので同条第7項に規定するもの」に改め、同項第2号中「総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの」を「省令附則第5条の2第8項に規定するものに規定する窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの」に、「同項」を「同法第41条第1項」に、「総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもの」を「省令附則第5条の2第9項に規定するものに規定する窒素酸化物の値の4分の1を超えないもの」に、「令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの」を「令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの」に改め、同項第3号中「総務省令で定めるもの又は同項」を「省令附則第5条の2第11項に規定するもの又は同法第41条第1項」に、「総務省令で定めるものに適合するもの」を「省令附則第5条の2第12項に規定するものに適合するもの」に、「令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの」を「令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもの」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和11年4月1日から施行する。ただし、第38条、第99条第1項、第109条第1項第5号及び第4項後段並びに附則第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定による改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）第52条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第59条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第7条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。